

長野県上田・東御・小県地区野球協会 規約

(名称)

第1条 本会は、「長野県上田・東御・小県地区野球協会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、長野県上田・東御・小県地区の野球に係わる各団体及びチームが、緊密に連携して地区内の青少年野球の普及、発展を目的とした事業を推進し、野球を通じて青少年の健全育成を図るとともに、野球の発展に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野球を通じた青少年育成事業への参画
- (2) 青少年野球の普及活動・底辺拡大事業の計画と運営
- (3) 加盟団体及びチームにおける普及活動・底辺拡大事業・野球大会等への支援
- (4) 競技力の向上、障害の防止、指導者の資質向上、審判員の技能向上のための研修会・講習会の計画と運営
- (5) 女子野球選手の育成と支援
- (6) 加盟団体及びチーム間での情報交換と活動状況等の発信
- (7) 上田・東御・小県地区の青少年野球人口の統計調査
- (8) 長野県内の野球関係団体並びに野球以外のスポーツ団体との連携
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(加盟団体及びチーム)

第5条 本会の加盟団体及びチームは、上田・東御・小県地区の野球関係団体及びチームとする。加盟団体及びチームは別表1の通りとする。

(加盟及び脱退)

第6条 本会への加盟および脱退については、理事会にて審議し決定する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、事務局長の所属団体とする。

(役員構成)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長：1名
- (2) 会長代理：1名
- (3) 副 会 長：若干名
- (4) 理 事 長：1名
- (5) 副 理 事 長：1名
- (6) 理 事：若干名
- (7) 事 務 局 長：1名
- (8) 事務局次長：1名
- (9) 事 務 局 員：若干名
- (10) 幹 事：理事を除く各加盟チームから1名
- (11) 相 談 役：若干名

(役員を選任)

第9条 本会の役員を次のとおり選任する。

- (1) 会長、会長代理、副会長は理事の互選において選出する。
- (2) 理事長、副理事長は、理事から会長が委嘱する。
- (3) 理事は、加盟団体及びチーム、関係団体から会長が委嘱する。
- (4) 事務局長、事務局次長（会計担当兼任）、事務局員は、理事から会長が委嘱する。
- (5) 幹事は、各加盟チームより、理事を除く代表1名を選出する。
- (6) 相談役は、長年にわたり青少年野球の発展に尽力された方や青少年の健全育成に携わる有識者の中から会長が委嘱する。
- (7) 会計監査は、役員から会長が2名委嘱する。

(役員任期)

第10条 本会役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 幹事を除く役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (2) 幹事任期は、1年とし、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した役員任期は、前役員残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、役員総会と理事会をもってあてる。

(役員総会)

第12条 役員総会は、すべての役員をもって構成する。

- 2 役員総会は、定時役員総会として毎年3月に開催するほか、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 役員総会は、委任状を含む役員3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 役員総会の議長は、その役員総会において、出席した役員の中から選出する。
- 5 役員総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。
- 6 役員総会は、必要に応じて次の事項を協議する。
 - (1) 規約の制定及び変更に関する事。
 - (2) 役員選出及び退任に関する事。
 - (3) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
 - (4) 事業報告及び収支決算に関する事。
 - (5) その他第2条の目的を達成するための事項に関する事。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、会長代理、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催することができる。
- 3 理事会は、委任状を含む理事3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 理事会の議長は、理事長が務める。
- 5 理事会の議決は、出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 6 理事会は、必要に応じて次の事項を協議する。
 - (1) 役員総会に付議する事項に関する事。
 - (2) 役員総会で承認を受けた事業計画に基づく事業の実施に関する事。
 - (3) 本規約に定めのない事項に関する事。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、相談役に理事会への出席を求め意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第14条 本会の事業遂行のため、必要に応じて専門委員会（以下、委員会とする）を設置することができる。

- 2 委員については、次のとおりとする。
 - (1) 委員会の構成員は、本会役員並びに加盟団体及びチーム、関係団体、その他有識者から、理事会が選任し、会長が委嘱する。

(2) 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会の役員については、次のとおりとする。

(1) 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

(2) 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(3) 委員長は、委員を代表し会務を総括する。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員会の会議については、次のとおりとする。

(1) 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) 会長、会長代理、副会長、理事長、副理事長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

5 委員会の事業は、次のとおりとする。

(1) 各委員会は、会議において決定した事業を理事会の承認を得て実施することとする。ただし、必要に応じて、会長の承認により実施することができる。

(会計)

第15条 本会の会計に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 会計担当は、事務局次長が兼任し、役員より会長が委嘱する。

(2) 会計予算・決算は、役員総会に報告し承認を得る。

(3) 会計年度は、3月1日～2月末日とする。

(4) 本会役員、関係者の旅費等の算出は、別途定める。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 加盟団体 1団体 年間 10,000円以上

(2) 個人年会費及び賛助会員等については、長野県野球協会の規定による。

(付則)

第18条 この規約は、令和元年10月6日から施行する。

附則 この規約の一部改正は、令和4年3月11日から施行する。

附則 この規約の一部改正は、令和4年5月29日から施行する。

附則 この規約の一部改正は、令和5年3月5日から施行する。